

事 務 連 絡

令和3年11月30日

令和3年度後期

1・2級 建築配管作業 受検者殿

茨城県職業能力開発協会

技 能 検 定 課

令和3年度後期 技能検定1, 2級配管(建築配管作業)

製作等作業問題(期間実施)の修正について

令和3年度後期 配管職種(建築配管作業)の実技試験問題において、中央職業能力開発協会より誤りがある旨通知がございました。

つきましては、別紙の「正誤表」のとおり受検者の皆様にお知らせいたします。この度はご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。内容について事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお事業所、学校様において技能検定関係書類を団体宛にされている場合は、大変お手数ですがご担当者様より受検者へ正誤表をお渡しいただきますようお願い申し上げます。

記

1・2級配管職種(建築配管作業) 製作等作業試験問題 正誤表 (別紙)

以上

正誤表

B45 1、2級配管（建築配管作業）製作等作業問題

該当箇所	正 誤 内 容		備 考
P1 2 注意 事項	正	<p>(9) 作業時の服装等は、安全性、かつ作業に適したものとし、保護帽又は作業帽を着用すること。</p> <p>なお、作業時の服装等が著しく不適切であり、受検者の安全管理上、重大なけが・事故につながる等試験を受けさせることが適切でないと技能検定委員が判断した場合、試験を中止（失格）とする場合がある。</p>	<p>「また、鋼管ねじ切り機（電動式）を使用する時は、保護めがねを着用して行い、手袋等を着用しないこと。」を削除。</p> <p>1、2級同じ。 (3級は修正なし)</p>
	誤	<p>(9) 作業時の服装等は、安全性、かつ作業に適したものとし、保護帽又は作業帽を着用すること。</p> <p><u>また、鋼管ねじ切り機（電動式）を使用する時は、保護めがねを着用して行い、手袋等を着用しないこと。</u></p> <p>なお、作業時の服装等が著しく不適切であり、受検者の安全管理上、重大なけが・事故につながる等試験を受けさせることが適切でないと技能検定委員が判断した場合、試験を中止（失格）とする場合がある。</p>	